

IV 子育て・家庭教育への支援

1 子どもの社会的な経験の機会の充実

主な取組概要及び自己評価等について

① 地域学校協働活動等の推進

取組み1 放課後子ども教室 ¹ 等の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、政令市・中核市を除く県内25市町村146か所の放課後子ども教室に対し、設置、運営経費の一部の補助を実施。うち、朝の子どもの居場所づくり事業²については、県内1町2か所に運営経費の一部を補助。 地域の多様な経験を持つ人材、企業等の協力を得て、土曜日などに体系的、継続的なプログラムを実施・企画するため、政令市・中核市を除く県内7市町33か所の土曜日の教育活動に対し、設置、運営経費の一部を補助。 市町村（政令市・中核市を除く）が実施する放課後子ども教室等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター等を対象に研修会を計4回実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室については、生涯学習・社会教育主管課長会議等において実施を働きかけ、前年度より23か所増加し、取組みを推進できた。 土曜日の教育活動については、前年度と同じ箇所で開催できた。 放課後子ども教室等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター等を対象とした研修会は、参加者の要望に即した内容としており、アンケートでは、参加者全員から「とても良かった」又は「良かった」と高評価を得ており、取組みの推進に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室や土曜日の教育活動は、今後も、実施主体である市町村（政令市・中核市を除く）への働きかけを継続することが必要である。 研修会は、今後も参加対象者のニーズに沿った研修を計画することが必要である。

放課後子ども教室推進事業実施か所数（政令市・中核市を除く）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計	51	59	69	78	86	95	107	115	123	146

放課後子ども教室の主な活動内容（例示）

学習関係	教員OB等が予習復習や宿題など指導、算数パズル、プログラミング学習
運動関係	バスケットボール、卓球、バドミントン、なわとび、ドッジボール
その他	工作、トランプ、けん玉、オセロ、手品、囲碁・将棋

¹ 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組み。

² 朝の子どもの居場所づくり事業

本県において、子育て世代の保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、地域の協力のもと、児童のための適切な遊びや学び、生活の場を提供することにより、早朝における安全・安心な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る事業。

取組み2 地域学校協働活動の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校が連携・協働するしくみづくりを促進するため、政令市・中核市を除く県内4市町67か所で実施する地域学校協働活動推進事業に対し、設置、運営経費の一部を補助。 高等学校における地域と学校が連携・協働するしくみづくりを推進するため、県立高校2校において実施。 地域学校協働活動に関わるコーディネーターや地域学校協働活動推進員等を対象に研修会を計4回実施。 学習支援が必要な中学生等に対して、学習習慣の確立と基礎学力の定着を促進するため、地域未来塾推進事業を実施する政令市・中核市を除く県内2市町2か所に対し、設置、運営経費の一部を補助。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動推進事業については、前年度より1町3か所増加し、取組みを推進できた。 コーディネーターや地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会は、参加者の要望に即した内容とするとともに、生涯学習課作成の「地域学校協働ボランティアハンドブック」を配布することで、アンケートでは「地域と学校を結び付ける事例が参考になった」といった声が寄せられるなど高評価を得ており、取組みの推進に寄与した。 地域未来塾推進事業については、前年度より1町1か所増加し、取組みを推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動推進事業は、今後、実施市町村(政令市・中核市を除く)の拡大に向けて、各市町の実施状況等について、市町村(政令市・中核市を除く)に情報提供していくことが必要である。また、県立高校における同事業は開始初年度であり、事業継続に向けて当該校への支援が必要である。 研修会は、参加者の増加が見られなかったため、今後はその開催に向けて、より効果的な周知について検討することが必要である。 地域未来塾推進事業は、今後、実施市町村(政令市・中核市を除く)の拡大に向けて、各市町の実施状況等について、市町村(政令市・中核市を除く)に情報提供していくことが必要である。

有識者の意見

① 地域学校協働活動等の推進

- 放課後や朝の子どもたちの居場所を確保し、地域の方々の協力により、子どもたちの学びや成長を支えるという活動は、地域と学校が協働した人づくりである。この活動は教育ビジョンの趣旨と一致しており、県の働きかけによって実施市町村が着実に増えているのは評価できる。今後は、自己評価の課題にも記載のあるとおり、市町村へ継続した働きかけをすると同時に、それぞれの市町村の実情を踏まえつつ、全体的な視点から内容の充実に向けた支援を図ることが求められる。
- 放課後子ども教室については、県教育委員会による更なる働きかけや、この教室に関わる協働活動支援員・サポーターの活動の成果が実り、年々教室の実施か所が増加している。子育てと仕事を両立させる等の保護者からのニーズに応えることができるよう更に拡大することと、同時に担当者の負担等の課題についても検討する必要がある。
- 地域未来塾推進事業については前年度からも1町1か所の増加がみられたが、未だこうした事業について、情報を得ていない中学生等の保護者も多い。経済的な理由や家庭の事情等

で学習に問題を抱えている生徒への学習支援は、教育の機会均等の視点からも大切なことであり、県は実施主体である市町村への情報提供と支援を十分に行うべきである。

- 市町村と県立高校が実施する「地域学校協働活動」は、まだまだ実施主体が少なく、今後の広報と取組内容の充実に期待する。まずは、その必要性を周知し参加主体を確保するための広報活動を一層拡大する必要がある。PTAと協働することなども求められる。

今後の対応方向

① 地域学校協働活動等の推進

取組み1 放課後子ども教室等の推進

- ・ 放課後子ども教室については、生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、市町村(政令市・中核市を除く)に児童クラブとの一体型又は連携型による実施の拡充を働きかけていく。
- ・ コーディネーター等を対象とする研修について、今後も研修参加者のアンケートを踏まえながら、参加者や市町村(政令市・中核市を除く)のニーズに沿った研修を計画し、資質の向上を図っていく。また、こうした研修等を通じて、担当者の負担等の事業に係る課題の共有化を図り、課題解決に向け、市町村(政令市・中核市を除く)と連携しながら取り組んでいく。


取組み2 地域学校協働活動の推進

- ・ 国では、市町村が地域学校協働本部を整備し、その体制の下で、地域学校協働活動推進員を委嘱し、地域学校協働活動、地域未来塾等を相互に連携して実施することを求めている。県においても、地域学校協働活動に関し、生涯学習・社会教育主管課長会議や市町村(政令市・中核市を除く)の担当者を対象にした会議等を通じて、情報提供等を行うとともに、実施の拡充を働きかけていく。
- ・ 地域学校協働活動推進員の養成に特化した研修を行うことなどで、市町村(政令市・中核市を除く)の取組みを支援していく。
- ・ 地域学校協働活動を実施する県立高校2校において事業継続していく。
- ・ 神奈川県PTA協議会との包括協定に基づき、協議会との連携と協力により、家庭・地域へのより一層の啓発を図っていく。

2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

主な取組概要及び自己評価等について

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育に関する理解を促進するため、県内すべての中学校(政令市立中学校を除く)1年生の保護者を対象に「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付。 市が行う家庭教育支援事業に対して、国の事業を活用して、その経費の一部を補助。また、市町村職員等を対象とした研修を実施。  <p style="text-align: right;">平成30年度版「家庭教育ハンドブックすこやか」</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付したことにより、保護者からは「保護者の方に届いてほしいメッセージがたくさん詰まっている」、学校からは「保護者の不安を軽減できる内容でよい」といった声が寄せられるなど、高評価を得ており、理解の促進に寄与できた。 生涯学習・社会教育主管課長会議や、国の補助事業を活用した市町村職員等対象の研修を通じて、家庭教育支援の施策等について周知が図られた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭での教育が難しくなっている社会の中で、孤立化し、子育てに不安を感じる保護者が少なくない現状を踏まえ、保護者の身近な地域で行われる取組みを支援していくことや、保護者に必要な情報提供を行うことが必要である。

取組み2 高校生等への就学支援

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等を対象に、高等学校奨学金³の貸付を実施。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、経済的に困難な世帯を対象に、高校生等奨学給付金⁴の支給を実施。 授業料に充てるため、一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金⁵の支給を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校奨学金について、貸付希望者全員(2,360人)へ貸付け、就学支援の充実に寄与した。 高校生等奨学給付金について、申請者全員(14,214人)へ支給し、就学支

³ 高等学校奨学金

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対する貸付金。

⁴ 高校生等奨学給付金

都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金。

⁵ 高等学校等就学支援金

一定未満の収入の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金。

	<p>援の充実に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校等就学支援金について、全生徒からの申請意思の確認書の提出により、申請者全員（108,028人）へ支給し、就学支援の充実に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度について、募集案内等で、更なる丁寧な説明が必要である。 高校生等奨学給付金について、更なる給付金の拡充のため、国への働きかけが必要である。 高等学校等就学支援金について、受給権があるにも関わらず、受給権がないと誤認することがないように、案内文等の更なる工夫が必要である。
--	---

高等学校奨学金貸付の推移 ※（ ）内数は予約採用者の貸付者数 (単位 人、千円)

年度	貸付者数	貸付金額	財源内訳		
			一般財源	返還金等	交付金
平成26年度	4,696 (624)	1,837,890	699,034	508,250	630,606
平成27年度	4,050 (425)	1,570,368	549,664	1,020,704	0
平成28年度	3,324 (437)	1,127,470	250,000	877,470	0
平成29年度	2,766 (324)	933,960	238,500	695,460	0
平成30年度	2,360 (294)	795,570	165,466	630,104	0

有識者の意見

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

- 「家庭教育ハンドブック すこやか」（平成30年度版）は親子関係の大切さ等が示され、対象である中学新入生の保護者にとって、家庭教育への大きな支援となっており、評価する。PTAなども利用した啓発活動も視野に入れることが求められる。
- 少子化や地域連携の希薄化、また子育て・家庭教育を支える環境の変化などから子育ての課題が多い。小学生においては、親による児童虐待、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等が多発している。課題解決に向け、学校と地域が協働・連携して、子育て・家庭教育を支援する等の取組みが成立するよう市町村教育委員会への働きかけを求める。
- 高校生などへの就学支援については、生徒には平等に教育を受ける権利があり、就学支援の充実が求められる。自己評価の課題にもあるように高校生等奨学給付金については更なる給付金の拡充を国へ働きかけることが必要である。
- 高等学校奨学金については、希望者全員への貸付、就学支援ができたことの成果を評価する。しかし、自己評価の課題にも記載してあるが、県のホームページ等を見ても制度の全体像や対象がわかりにくく、より分かりやすい制度設計や案内文等の工夫が求められる。

今後の対応方向

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進

- ・ 家庭での教育が難しくなっている状況を踏まえ、「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付など、保護者に必要な情報提供を行い、家庭教育への支援を継続して実施していく。

- ・ 保護者に身近な地域での家庭教育支援の取組みを促進するため、引き続き、国の家庭教育支援に係る事業の趣旨や内容について、会議や研修等を通じて市町村に情報提供し、その周知に努めていく。
- ・ 神奈川県生涯学習審議会に「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問しており、今後同審議会での議論の内容等を参考にしながら、検討を深めていく。

取組み2 高校生等への就学支援

- ・ 高等学校奨学金については、募集案内などをより分かりやすく作成し、機会があるごとに丁寧に説明していく。
- ・ 給付型の高校生等奨学給付金の拡充については、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。
- ・ 高等学校等就学支援金については、令和元年度から始まるマイナンバーの利用を推進し、対象となる方に確実に支給できるよう取り組んでいく。
- ・ 各就学支援制度については、県のホームページ等で制度の全体像や対象を、より理解が得られるよう工夫していく。